

一般疾病医療費等の払い戻し（償還払い）のご案内

被爆者の方は、都道府県知事が指定した医療機関等で医療を受けたとき、特別な場合を除いて、健康（介護）保険の対象となる医療費の自己負担金を医療機関窓口で支払うことなく、医療を受けることができます。（ただし、差額ベッド料、診断書料などは自己負担となります。）

被爆者健康手帳交付日以降に支払った健康（介護）保険の対象となる医療費は、払い戻し（償還払い）の申請ができます。申請の窓口は、市町の被爆者援護の担当課です。

ただし、被爆者健康手帳が交付されたことを医療機関等に伝えたと、医療機関等から返金を受けることができる場合があります。医療機関等から返金を受けた部分は、払い戻し（償還払い）の申請はできません。

申請には、①領収書と②医療の内容を示す書類が必要です（必要な書類は、次のページに詳しく記載しています）。医療機関等に、下記の書類を交付してもらってください。

医療機関等への説明を、下記＜ ＞以下に記載していますので、この画面を医療機関等の方に見せていただくなどしてご利用ください。

医療機関、薬局、介護事業所等で交付してもらってください。

医療費 : 診療（調剤）報酬明細書（レセプト）の写し

介護 : 介護報酬明細書（レセプト）の写し

＜ 医療機関、薬局、介護事業者等の皆様へ ＞

被爆者の方から診療（調剤）報酬明細書または介護給付費明細書の写しを請求された場合は、保険請求に使用した診療（調剤）報酬明細書または介護給付費明細書の写しの提供について、ご協力をお願いします。

なお、被爆者医療の対象は、手帳交付日以降の医療です（例：手帳交付日が4月15日の場合、4月の被爆者医療は15日～30日分のみ対象）。交付日以降の点数の確認が必要です。手帳交付月のレセプト写しには、余白に交付日以降の点数を記載してくださいよう、お願いします。記載のない場合は、後日電話にて照会いたします。

お問い合わせ先：広島県 被爆者支援課 援護グループ（電話 082-513-3116）

払い戻し（償還払い）の請求に必要な書類

- ・ 申請の窓口は、市町の被爆者援護担当課です。
- ・ 被保険者の資格の確認ができるものをご持参ください。
 - ① マイナ保険証をお持ちの方は「マイナ保険証（マイナンバーカード）」と「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」
 - ② マイナ保険証をお持ちでない方は「資格確認書」
 - ③ 介護保険サービス（医療系）の払い戻し請求の場合は「介護保険被保険者証」
- ・ 預金通帳など振込口座がわかるものをご持参ください。
- ・ 内容により、追加の書類を提出していただく場合があります。
- ・ 遺族（法定相続人の代表者）の方が申請される場合は、戸籍謄本の写し等の書類が必要です。申請の窓口へお尋ねください。
- ・ 申請から支給されるまで、概ね5か月要します。内容により、さらに日数を要する場合があります。

区 分	必要書類等
医療費 (医科・歯科・調剤)	・ 一般疾病医療費（一部負担金相当額）支給申請書 ・ 領収書（原本）（紛失の場合は領収証明書でも可。） ・ 診療（調剤）報酬明細書または調剤報酬明細書（レセプト）の写し ※「診療明細書」とは別の物です。
装 具	・ 一般疾病医療費（一部負担金相当額）支給申請書 ・ 治療用装具製作指示装着証明書 ・ 領収書（紛失の場合は領収証明書でも可。） ※領収書（領収証明書）に型式等内訳が記載されていない場合は、請求書または見積書など、内訳がわかる書類も提出してください。
介 護 ※対象となるのは <u>医療系サービスのみ</u> です。	・ 一般疾病医療費（一部負担金相当額）支給申請書 ・ 領収書（原本）（紛失の場合は領収証明書でも可。） ・ 介護給付費明細書の写し（事業者から発行してもらってください） ※対象となるサービス（医療系サービス） 訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護
はり・灸・マッサージ・ 柔道整復	・ 一般疾病医療費支給申請書 ・ 領収書（原本）（紛失の場合は領収証明書でも可。） ・ 療養費支給申請書（レセプト）の写し